

3. 統計用語の解説

[カ行]

海面漁業	海面において販売を目的として水産動植物を採捕する事業
海面養殖業	海面、陸上で海水を用いて水産動植物を集約的に育成、収穫する事業
基幹的農業従事者	15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者
経営耕地	農業経営体が経営している耕地（けい畔を含む田、樹園地及び畑） 自ら所有し耕作している耕地（自作地）と、他から借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計
個人経営体	個人（世帯）で事業を行う経営体 法人化して事業を行う経営体は含まない

[サ行]

自給的農家	経営耕地面積が30a未満かつ1年間の農産物販売金額が50万円未満の農家
主業経営体	農業所得が主（世帯所得の50%以上が農業所得）で、1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体
準主業経営体	農外所得が主（世帯所得の50%未満が農業所得）で、1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体
水産加工業	水産動植物を主な原料とし、食料、飼料、肥料などを生産する事業
生産農業所得	生産農業所得＝農業産出額×{（農業粗収益－物的経費）÷農業粗収益} ＋経常補助金 （この計算時の農業粗収益からは経常補助金を除く）

[タ行]

団体経営体	個人経営体以外の経営体（法人及び非法人の組織）
-------	-------------------------

[ナ行]

農家	経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯、又は経営耕地面積が10a未満であっても1年間の農産物販売金額が15万円以上あった世帯
農家所得	農家所得＝農業所得＋農外所得 （令和30年分までの統計で使用した数値）
農外所得	農外所得＝農外収入－農外支出 （令和30年分までの統計で使用した数値）
農業依存度	農業依存度＝農業所得÷（農業所得＋農業生産関連事業所得＋農外事業所得）×100
農業経営体	農産物の生産を行うかまたは委託を受けて農作業を行い、(1)経営耕地面積が30a以上、(2)農作物の作付面積または栽培面積、家畜の飼養頭羽数または出荷羽数等、一定の外形基準以上の規模（露地野菜15a、施設野菜350㎡、搾乳牛1頭等）、(3)農作業の受託を実施、のいずれかに該当する者
農業経営費	肥料費、農業薬剤費、雇用労賃などの流動的経費及び減価償却費からなる、農業粗収益をあげるために要した一切の経費

農業産出額	<p>農業産出額＝Σ（品目別生産量×品目別農家庭先販売価格） ただし、品目別生産量は、収穫量から再び農業に投入された種子・飼料等を控除した数量である。 なお、加工農産物の産出額は、その原料の（数量×価格）を控除して算出する。</p>
農業従事者	15歳以上の世帯員のうち、自営農業に従事している者
農業所得	農業所得＝農業粗収益－農業経営費
農業所得率	農業所得率＝農業所得÷農業粗収益×100
農業振興地域	自然的、経済的、社会的諸条件を考慮して、一体として農業振興を図ることが相当であると認められる地域
農業生産関連事業	農業経営体が経営する農産加工、農家民宿、農家レストラン、観光農園、貸し農園等の農業に関連する事業
農業専従者	1年間に自営農業に150日以上従事している世帯員
農業粗収益	<p>1年間に農業経営により得られた総収益 次の項目の合計</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業現金収入（農産物の販売収入） ・現物外部取引価額（現物によって支払手段とした農産物等の評価額） ・農業生産関連事業消費額 ・農業生産現物家計消費額（家計消費に仕向けられた自家生産農産物の評価額） ・共済・補助金等受取金 ・農作業受託収入等 ・未処分農産物の在庫価額の増減
農業地域類型	<次頁参照>
農用地区域面積の設定率	<p>農用地区域面積の設定率＝農用地区域内現況農用地面積 ÷農業振興地域内現況農用地面積×100</p>
[ハ行]	
販売農家	経営耕地面積が30a以上又は1年間の農産物販売金額が50万円以上の農家
副業的経営体	自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない個人経営体
付加価値額	付加価値額＝農業粗収益－{農業経営費－(雇人費＋地代・賃借料＋利子割引料)}
ほ場整備率	ほ場整備率＝累積ほ場整備面積÷農業振興地域内農用地区域の現況水田面積×100

<農業地域類型>

○農業地域類型別基準指標

農業地域類型	基準指標	市町
都市的地域	○可住地に占める DID 面積が 5%以上で、人口密度 500 人以上又は DID 人口 2 万人以上の市町村 ○可住地に占める宅地率等が 60%以上で、人口密度 500 人以上の市町村。ただし林野率 80%以上のものは除く。	高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、宇多津町、琴平町、多度津町
平地農業地域	○耕地率 20%以上かつ林野率 50%未満の市町村 ただし、傾斜 20 分の 1 以上の田と傾斜 8 度以上の畑の合計面積が 90%以上のものを除く。 ○耕地率 20%以上かつ林野率 50%以上で、傾斜 20 分の 1 以上の田と傾斜 8 度以上の畑の合計面積が 10%未満の市町村。	観音寺市、三豊市
中間農業地域	○耕地率が 20%未満で、「都市的地域」及び「山間地域」以外の市町村。 ○耕地率が 20%以上で、「都市的地域」及び「山間地域」以外の市町村。	さぬき市、東かがわ市、土庄町、小豆島町、三木町、直島町、綾川町、まんのう町
山間農業地域	○林野率が 80%以上かつ耕地率 10%未満の市町村	—

- (注) 1. 決定順位：都市的地域→山間農業地域→平地農業地域・中間農業地域
 2. DID [人口集中地区] とは、人口密度 4,000 人/k²以上国勢調査地区がいくつか隣接し、合わせて 5,000 人以上を有する地区をいう。
 3. 傾斜は、1 筆ごとの耕作面の傾斜ではなく、団地としての地形上の主傾斜をいう。